

平成26年勝浦町マラソン議会（ひな会議）会議録第2号

1 招集年月日 平成26年3月5日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 3月5日 午前9時30分 議長 大西一司

散会 3月5日 午後4時24分 議長 大西一司

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	美馬友子	2番	麻植秀樹
3番	河野道雄	4番	籾公一
5番	国清一治	6番	森本守
7番	山野忠男	8番	井出美智子
9番	大西一司	10番	川端雅夫

○欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	小林功
企画総務課長	伊丹眞悟	税務課長	前田泰子
福祉課長	大西博己	住民課長	岩佐誠明
建設課長	柳澤裕之	勝浦病院事務局長	松本重幸

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 前田晃司

1 議事日程

日程第1 開議宣告

日程第2 議案第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第11号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第12号 過疎地域自立促進計画の一部変更について

- 日程第5 議案第13号 勝浦町・上勝町・佐那河内村介護認定審査会委員及び
障害程度区分認定審査会委員の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第14号 地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費
用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第15号 勝浦町クリーンセンター跡地処理事業基金の設置、管
理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 日程第8 議案第16号 勝浦町不燃物ストックヤード設置及び管理に関する条
例の制定について
- 日程第9 議案第17号 勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第10 議案第18号 勝浦町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第19号 勝浦町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第12 議案第20号 平成26年度勝浦町一般会計予算について
- 日程第13 議案第21号 平成26年度勝浦町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第22号 平成26年度勝浦町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第23号 平成26年度勝浦町住宅新築資金等貸付特別会計予算に
ついて
- 日程第16 議案第24号 平成26年度勝浦町農業集落排水事業特別会計予算につ
いて
- 日程第17 議案第25号 平成26年度勝浦町介護保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第26号 平成26年度勝浦町後期高齢者医療特別会計予算につい
て
- 日程第19 議案第27号 平成26年度勝浦町病院事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第28号 平成26年度勝浦町物産販売特別会計予算について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで

1 会議の経過

別紙のとおり

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開議

○議長（大西一司君） 皆さんおはようございます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（大西一司君） 日程第2，特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第11，勝浦町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題とします。

それでは、これより第一読会を開きます。

この第一読会は、会議規則第53条により、状況によっては私からも質疑を述べたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

町長から本件の趣旨説明をお願いいたします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） おはようございます。

議案第10号から議案第19号までの提案理由の説明をさせていただきます。

議案第10号は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

改正内容は、特別職の報酬を平成26年4月から平成27年3月までの間、条例に定められた給与月額から、町長については当該額の10％、副町長については当該額の5％に当たる額を減じるものであります。

議案第11号は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、教育長の報酬を平成26年4月から平成27年3月までの間、条例に定められた給与月額から当該額の5％に当たる額を減じるものであります。

議案第12号は、過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。

これは、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第13号は、勝浦町・上勝町・佐那河内村介護認定審査会委員及び障害程

度区分認定審査会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

改正内容につきましては、障害者自立支援法の改正に伴いまして、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めるものであります。

議案第14号は、地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、議案第13号と同様に、障害者自立支援法の改正に伴い、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めるものであります。

議案第15号は、勝浦町クリーンセンター跡地処理事業基金の設置、管理及び処分に
関する条例を廃止する条例についてであります。

これは、基金の目的が達成をされたため廃止するものでございます。

続きまして、議案第16号は、勝浦町不燃物ストックヤード設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

これは、勝浦町クリーンセンターが解体撤去されたことに伴い、新たに勝浦町不燃物ストックヤードの設置及び管理に関する条例を制定するものであります。また、この条例に伴いまして、勝浦町クリーンセンター設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

議案第17号は、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

改正内容は、平成26年度の税制改正によりまして、課税限度額等の改正を行うものであります。

議案第18号は、勝浦町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、平成26年4月1日から消費税率が「5%」から「8%」に引き上げられることに伴いまして、基本料金及び使用料を改定するものであります。

議案第19号は、勝浦町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、平成26年4月1日から消費税率が「5%」から「8%」に引き上げられることに伴い、手数料を改正するものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議をいただきまして、ご決議賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大西一司君） それでは、町長の説明が終了しました。

議事日程の都合により、休憩します。

午前9時36分 休憩

午前9時55分 再開

○議長（大西一司君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

これより議案第10号から議案第19号について総括質疑を行います。

それでは、議案第10号についてご質問のある方はご発言をお願いします。

（「11号と10号と一緒にじゃ」の声あり）

一緒に。10，11，一緒に，ほな，はい。10，11，一緒にお願いします。

5番国清議員。

○5番（国清一治君） 10号も11号も、これ改正しなければ自然消滅する条例なんですけれども、これいつから始まったんですか、企画総務課長。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 何についてですか。

○5番（国清一治君） この報酬減額。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 職員の給料も含めて、16，17年からカットしてますので、ちょっとはっきり数字、今資料ございませんけど、恐らく16年からというふうに記憶してます。

○5番（国清一治君） ということは、10年来こういう特別職のカットが続いとんですけれども、これは行財政改革の一環としてやられてきたんやけど、これ行財政改革はいまだ進んでいないっていう、これ解釈で出されるんでしょうか。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 行財政改革については普遍的な課題でございますので、ずっとこの課題には取り組むべきものだと思ってます。その中で、財政状況に応じて、町長、また時には職員にもカットを求めてきた経過がございます。現在、18年ごろからちょっとある程度経済状況も財政状況もよくなりましたので、既に特別報酬審議会ではカットを廃止をせよというような勧告も受けたことございます。今回も、そういう議論をした中で、今回町長については「15」から「10」、副町長については

「7」から「5」というような数字を提案して、ご了解いただいたというような経緯でございます。

○5番（国清一治君） いや、先ほどの町長の提案理由も課長の提案理由も、趣旨説明はなかったんよな。何でするかという説明を両方ともせなんだと思うんやけど、ことしのきのうの補正予算の不用額から見たり、基金の積み立てから見ても、これはこの必要は私はないんじゃないかと思とんですけれども、これは毎回こういう質問、議会から出ようと思うんですが、町長、これあえて、町長の気持ちはわかるんやけど、副町長から教育長まで一緒にやらなんだら、これ成果がないっていう意味なんですか。

○町長（中田丑五郎君） 私になって18年から1期4年で、最初20%でスタートしたわけでございます。ご承知のように、だんだんと財政状況もよくなっておりまして、平成22年改選から15%というようにございまして。今回、4年経過して10%と。私の考え方としては、やはり歳出を削減を図りながら、また有利な財源、今回の所信の中で申し上げておりますように、そうした歳入面でも非常に有利な財源を活用しながら進めた結果、やはり財政状況、財政指数から言いましても成果が出てるという認識をいたしておりますので、給与カットを緩和するというような、私は緩和していきたいというように、今回「15」を「10」%にしたという根拠でございます。引き続き、行財政改革、恒久のずっと続けていかなければならない課題でございますので、みずから取り組む姿勢を示したということで、副町長、教育長に同じ私の半分の率を示して、町の方向を示していきたいと、考えを示していきたいというように、給与カットを継続したいというように、考え方としては、そういうことでございます。

○5番（国清一治君） 私が言わんとしとんは、私は行政改革はかなり進んだと、成果は出ている中で、これ議決を求めているんで、議会が逆に、妙な言い方したら、まだまだできとらんぞと、これはカットは続けてもらわないかんというように議決になるんじゃないか。これ逆に否決した場合に、私が言つとるとおり、この条例なくなるわね、この規則の分がね。ほなけん、それちょっと私やの理解と町長が言ようことと、ちょっと相反するところがある。行政改革は進んだという評価をしとんですけれども、町長はあえて出してこられて、議決を求めるとということやね、これ。

以上です。ほかの議員さん、どう思とうかわかりません。

○議長（大西一司君）　今のは国清議員の考え方でありまして、それぞれあると思います。

この件について、誰か。

4 番 節議員。

○4 番（節　公一君）　10号、11号についてちょっと質問しますが、私の考えでは、カットするのに、特に副町長の場合は非常に守備範囲も広いし、町長これは自分で選挙の何でもしてますんで、どうこうないんですが、副町長の場合だったら、逆にカットなしでフル上げてええんでないかなというんが、議会の中でもそういう以前も話が出とったと思うんですが、そのぐらい守備範囲が広いと思うんですけど。

逆に、この11号の教育長の問題です。教育長の給与水準ちゅうのは、以前からちょっと高いんじゃないかなというようなことが住民の方も意見も持っておられるし、議員、私個人もそのように持っとなんですが、その中で今回「7%」から「5%」になると。こういう場合、もしも仮の話、今回というか、次の教育長さんがまだわかってませんからあえて言うんですけれども、ある自治体では、教育長になる人が、本人が、私は給料は半分で結構ですというような提案があって、その人が実際になつとるところがあるんです。そんな場合があった場合、これはどうされるんですか。

○企画総務課長（伊丹眞悟君）　当然、特別職の給料改定ですから、その減額した分について議員の皆さんにお諮りするということになろうかと思います。

○4 番（節　公一君）　だから、今回これを決めといても、特に11号の場合ね、これを決めといても、新しく教育長さんになられる方が、非常に教育行政に熱心に、私は別に報酬云々よりもやってみたいというような方が見つかって、そういう人がもしなられて、私は給料は半額でいきますというようなことがあった場合は、再度改定できるというようなことでいいんですか。

○企画総務課長（伊丹眞悟君）　法律上とか事務上は、改定することは可能です。

○4 番（節　公一君）　できるだけそういう人が出てきてくれるのが非常に望ましいとは思っとなんですが。

○企画総務課長（伊丹眞悟君）　その価格が適当、価格という、給料が適当かどうか、議員さんおっしゃるように、はっきりまだ根拠がなかなか難しいんですけども、

安易に本人が私はただでいいわとか、半額でいいわという考え方があっても、社会的にそれがどうなのかということも判断して決めなんだから……。

○4番（笹 公一君） それは、当然ですよ。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 個人的な気持ちだけでやったんでは、これやっぱりほかの方の給料とか、他町村とかいろんな影響、町村間でいろいろ影響がございますので、その点も判断して、議員さんにお諮りをしたいというふうには考えています。

○4番（笹 公一君） 当然のことですよ、議会も承認も要るだろうし、その人物にもよるだろうし、ただ安いからさせてくれというような話ではないとも思いますし。そういう方がおって、実際他のある町ですけどね、市じゃなくして、非常にいいその行政がいつていると、学校の成績も上がってきているというようなこと。民間から来られた方なんですよ、実際のこと言うて。既に一線を退いたんで、報酬は云々言いませんと、ただ私は一生懸命やりたいということで、実際に全国的な成績も上がってもきてますし、非常に周りの住民からの指示も得られていると、そういう方がおりますんで、そこらあたりもやはり仕事に合った給与というようなことも必要と思うんで、本人がそういうことがあれば、今回決めといても改正することはいけるということですか。

○議長（大西一司君） よろしいですか。

（4番笹 公一君「はい」の声あり）

いろいろそれぞれ意見はあると思います。

10番川端議員。

○10番（川端雅夫君） 今、笹議員が言われた、町長については選挙してこられた公約、私、あなたの公約見ておりませんのでわかりませんけれども、それはそれとして、選挙人として、これは私はいいいと思うんです。ただ、今言うたように、副町長、それからまたある選挙人が3割ぐらいの給料、南……。どっかな。ああいうこともあるし、また今の現状を見ましたら、他町村も同じように引き下げばっかりしよんな。右へ倣えちゅうような考え方はあったんですか。

○議長（大西一司君） 誰で、どっち。

○10番（川端雅夫君） よそもね、「15」から「10」にしたり、「10」から「7」にしたり、よその町村も皆しようわな。

○議長（大西一司君） 皆しようけん……。

○10番（川端雅夫君） 右へ倣えちゅうような考え方も一つはあったんですか。

○議長（大西一司君） 町長かな。

○町長（中田丑五郎君） 右へ倣えというよりも、やはり行財政改革、よく言われておりますように、まず隗より始めというようなことで、みずからが示していけど、そういういろんな面で。その中で、当初20%から始めたところでございます。だんだんと財政状況も緩和されて、よくなっておりますので、減少率を緩和していたということでございます。ただ、ゼロにという方針等、審議会でも、そんな意見も私に答申もございますけども、行財政改革に取り組む姿勢という、その姿勢はやっぱり私自身です、カットすることによって、今後とも続けていきたいというような考え方の姿勢を示したということに捉えていただいたら一番ありがたいなと思ってます。

○10番（川端雅夫君） 町長の言われること、ようわかるんです。ただ、よその町村の財政力、私も知りませんが、うちはうちで26ぐらいの今積み立てもあるしね、大分緩和ちゅうか、なったつつうことは、私、勝浦町ようわかるんやな。よそも、じゃあそれで全て行革によってそれだけの財政緩和ができたかというたら、そうでもないと思うんじゃけど。私、新聞見やったら、大体右へ倣えちゅうような格好があるんです。そんなことがないんかなと思うて聞いただけで、追及はいたしません。ありがとうございました。

○議長（大西一司君） ほかにございませんか。

ええですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、続いて議案第12号過疎地域自立促進計画の一部変更についてでございます。

いいですか。

（「ちょっと● ●抜けているんですけども」の声あり）

それでは、ほな。

誰やったん、これ。

（「● 産業課長 ●」の声あり）

わかるんやったら、産業課長でも。

ほなちょっともう一遍言うたげてください。

○産業交流課長（野上武典君） 過疎計画を変更して提案させていただいている土地改良事業の事業内容でございますが、現在県が実施いたしております畑総の配管の空気弁、それからフロート弁が老朽化しておりますので、そのやりかえの工事事業を県においてしていただいております。それに対する町村負担が25%かかってきます。その分に対する計画を過疎計画で計上しまして、できれば過疎債の起債対象としたいということでございます。

以上でございます。

○議長（大西一司君） 今んでようわかった。

（「ばっちりです」の声あり）

ほな、この件について、12号、ほかにございせんか。

よろしいですね。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、続いて第13号……。14も一緒。13, 14, 一緒でお願いします。

5 番国清議員。

○5 番（国清一治君） 「程度」を「支援」に変えるっていう、これ背景は何なんですか。

○議長（大西一司君） はい、どうぞ。

○福祉課長（大西博己君） 障害程度、重さではなく、標準的な支援の必要量の度合いを示す区分であるということ表現するための文字の改正です、従来ではちょっと程度がわかりにくいということで。法の趣旨が、もともと支援の必要の度合いを示すという法律の趣旨に変わりましたので。わかりにくいですか。

○5 番（国清一治君） わかりにくい、もうちょっと……。

○福祉課長（大西博己君） ですから、従来の法律は、障害の程度を基準にしておったのが、新しい法律改正分は、その支援を必要とする程度のほうを示すという趣旨に変わりましたので。

○議長（大西一司君） 余計わからん、余計わからへん。

○福祉課長（大西博己君） 支援の必要。

○5番（国清一治君） 必要な。

○福祉課長（大西博己君） ええ。

○5番（国清一治君） それとちょっと違うんですけれども、13号、これ改正が出とんやけど、これタイトルの「障害」を平仮名にしたらどうですか。最近マスコミでは、平仮名を……。

（「● ●」の声あり）

これ、あわせてしてもらいたいですけど、表記を平仮名に。

○福祉課長（大西博己君） 私、その情報は来とんで知っとなすけども、今回の法律で、まだ「害」を平仮名にするというような正式のが来てませんので。

○5番（国清一治君） 法律じゃのうて、条例やけん、町村で変えられるん、町村で。

○福祉課長（大西博己君） 町村で。

○5番（国清一治君） 国の指示やはないと思います、多分。変えれませんかっていうことなん。マスコミあたりも、平仮名になってきよんです。

○議長（大西一司君） 変えなさいというより、変えませんかって言よんじゃ。検討したらええねん。

○福祉課長（大西博己君） いろんな看板とか標題とかは、そういうふう「害」を平仮名にする方向で行きよんですけども、まだ条例までは勉強しまして……。

○5番（国清一治君） 必要がないか。

○福祉課長（大西博己君） いや、必要がないわけじゃないんですけども、どの時点ですべきかどうかは、ちょっと精査してから。

○議長（大西一司君） そらそんでええわ。

○5番（国清一治君） わかりました。

○議長（大西一司君） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、続いて15号をお願いします。クリーンセンターの件です。16も一緒か。15、16、一緒やな。15、16といきましょうか、ほんなら。

10番川端議員。

○10番（川端雅夫君）　きのうもちょっと4,000万円ほどのことと言うたんで、あれは事業の入札等々で安くなったっちゅうことはわかるんですが、今度ストックヤードのほうで、あそこをおろしてくる気持ちは、町長、ないんですか、条例設置前に。

○町長（中田丑五郎君）　かねてから検討もしてきたところでございます。不燃物処理場もかなり老朽化しておりますので、この際というようなことでしておったんですけども、なかなか区分けするところが必要なんです、不燃物の仕分けするっていうんですか、その場所がなかなか町内ほかのところで探しにくいと、適地がないっていうんですかね、難しいというようなことで、現在もそのままの状況で進めております。

○10番（川端雅夫君）　ないということは、探したんやな。

○町長（中田丑五郎君）　いろいろなところを、今の棚野地区とか、いろんなところで適切ななかどうかっていうようなことで、いろいろ騒音も出ますのでね、そんなんで調べた結果、現在の状況で引き続きいこうというような決断をしております。

○10番（川端雅夫君）　町長、前教えてもろうた立川の一番奥やな、あれも通勤もするんにも何もかかるし、またもしほかの土地が、これはそこだけのことないんじゃけんど、土地でも崖崩れでもあったら、またそれも直さないかんし、いろいろ障害はあると思うでな。これほんま星谷のある場所もあるし、言われとうところだよ。ほやけんど、騒音やってえ、今視察行ったときは、騒音出えへんように何せえへんけんな、どんだけの騒音が出よんやわからんけども、やっぱりこの際おろしてきたんがええかいな、もう一遍ひとつ考えてほしいなと。

○町長（中田丑五郎君）　議員がご指摘いただいていることは十分理解もできますし、私も、やはり比較的遠いところに場所がありますので、いろんな災害時の対応も難しいところもございます。そんなことも考えながら、可燃物にしましても立川から小松島市に移させてもらったというようなことの経過から申し上げましても、十分検討をしていかなければならないこととございますので、引き続いて十分検討もさせていただきますし、皆様方のご意見も伺いたいなと思っております。

以上でございます。

○10番（川端雅夫君）　民間委託等も含めて、さっきのこの検討はしていただきたいなと。

以上です。

○議長（大西一司君） ほかに、16号についてございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、ないようですので、次に議案第17号についてご質疑、ご質問ございませんか。

8 番井出さん。

○8 番（井出美智子君） 済いません。

この金額が上がることは、負担が、下の「35万円」が「45万円」に上がるということとは、5割減額の対象者がふえるということですか。

○税務課長（前田泰子君） そうです。

○8 番（井出美智子君） 上の部分は、負担が大きくなるということですか。

○税務課長（前田泰子君） そうです。限度額がふえるってということです。

○8 番（井出美智子君） 下の部分は歓迎すべきだけれども、「14万円」が「16万円」にふえるということは、支払いが一番困難な、なかなか支払えない人にとっての負担がより大きくなるということではありませんか。

○税務課長（前田泰子君） そういうことではありません。限度額がふえるっていうことなので、今現在限度額に達しよう人にしてみたら、4万円ふえることによって、その限度額に近づくかどうかというふうにはなってくるかも知れませんが、限度額なので、最高を払う人がふえるって、上がるっていうことなので、所得の低い方にとっては問題はないと思われます。

○8 番（井出美智子君） 支払い限度額が上がるっていうだけで、低所得者にとってはそんなに大きな負担にはならないっていう判断でいいわけですね。

○税務課長（前田泰子君） はい。今回の改正は、21条のほうで2割軽減、5割軽減がふえるっていう改正なので、2条のほうは限度額が上がるっていうことなので、低所得の方には21条で有利だと思います。

○8 番（井出美智子君） 所得35万円の人が5割減額だったのが、その枠がふえて45万円までの人が5割減額してもらえということなんですね。わかりました。

○議長（大西一司君） よろしいですか、よろしい。

4 番 節議員。

○4 番（節 公一君） 内容はわかったんですが、その対象人数っていうのは大体わ

かるんですか。これがふえたから、例えば上の「14万円」が「16万円」になったら、影響を受ける人は何人ぐらいおるかっていうのはわかるんですか。

○税務課長（前田泰子君） 今、25年度の賦課の当初だけを参考にして置きかえてみると、今現在は限度額皆足して77万円になります。それで、今度改正で2万円、2万円、4万円ふえるので、81万円が限度額になります。現在の77万円の限度額で、当初で該当しう世帯は10世帯、これが上がりますと、当初で考えてみると8世帯になると。

○4番（笹 公一君） 世帯数というのは、それほど数は多ないということやね。

○税務課長（前田泰子君） 多くありません。

○4番（笹 公一君） どっち● ●。

○税務課長（前田泰子君） はい。

○4番（笹 公一君） 下の分はわかりませんな、「35万円」が「45万円」になって、5割が何人ふえるかっていうのは。

○税務課長（前田泰子君） それもちよっと調べたんですけど、システムの関係で調べることができなかったんですが、ただ2割軽減世帯がふえるということ、5割軽減世帯がふえるということは、本当に確かです。瀬戸際におる人も、かなりそっちへ入っていきますし、だから軽減に該当しない世帯が減る可能性が大です。

○4番（笹 公一君） はいはい、わかりました。

○議長（大西一司君） 17号、よろしいですか。

それ……。

（10番川端雅夫君「ちよつとごめん」の声あり）

10番川端さん。

○10番（川端雅夫君） 課長な、今これ達しない人が少なくなってきたら、主の改定つか、保険税が、ほかの人はもっと上へ上がるつつうふうにはとれんのんで。

○税務課長（前田泰子君） そうじゃなくって、保険税っていうのは、所得が確定せなわからない分は基礎にございます。そして、今まで25年度賦課当初を考えてみますと、賦課当時825世帯あったのが、軽減に該当してない世帯が391、2割軽減が125世帯、5割が50世帯、7割軽減が259世帯ありました。それで、これが今度の改正によって、この軽減に該当しない世帯391が2割に入ってきたりする可能性があるのって

ということです。だから、2割、5割、7割に該当しない世帯が少なくなるんじゃないかなってということです。でも……。

○10番（川端雅夫君） 軽減しとらん人がふえるん。

○税務課長（前田泰子君） してない人らが減るっていうこと。

○議長（大西一司君） 軽減する人がふえるん。

○税務課長（前田泰子君） 軽減世帯がふえますねってということです。

○10番（川端雅夫君） ほったら、その場合にな、保険税が上がるというふうにはとれんの。

○税務課長（前田泰子君） 軽減なので、これは軽減した分は町が負担したり、国、県が負担してもらったりする部分なので、その部分は大丈夫か……。ちょっとまだ26年度の話なので所得も確定してないしするので、詳しいことは述べることはできないんですが、保険税云々にはつながっていかないと思います。

○10番（川端雅夫君） ほんなら、つながってはいかんの。

○税務課長（前田泰子君） はい。

○10番（川端雅夫君） 素人が考えたら、下の総額が減ったら、7億円、8億円ぐらいあるでな、これをどうしても集めてこんだらあかんで、1年間でけんでな。

○税務課長（前田泰子君） そうですね。

○10番（川端雅夫君） この分が下がってきたら、もっとまた課税額が上がるんかいなと思うて。ほうではないんじゃないな。

○税務課長（前田泰子君） はい、町の負担はふえていくとは思いますがけれども。

○議長（大西一司君） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ほな、続いて議案第18号に行きます、集落排水、18号について何かございませんか。

10番川端さん。

○10番（川端雅夫君） この問題も、今までいろいろと言われてきた中で、なかなか新規入ってくれないというようなこともありますんで、これはその利用者、受益者については何か説明はしたことはあるんですか。ただ、「5」が「8」に上がるけんというだけのことなんですか。

○住民課長（岩佐誠明君） 説明っていうのは、まだ地元の人にはしておりません。それで、今後これ議決をいただきましたら、とりあえずホームページとか広報とかでして、ほんでまた地元の分の役員さんも含めて、そのときの対応はさせていただきたいというふうには考えております。

○10番（川端雅夫君） ホームページとかなんとかというのも、これは今の若い人、我々は余り用事ないんですが、やっぱり地元の説明ちゅうんは、これきちっととかんだら、1人が月額が5円上がった、10円上がったちゅう問題だけでなしに、この業者のやつは大分上がりますんで、事業者については、やっぱり説明はきちんとしてほしいなと。どうですか。

○住民課長（岩佐誠明君） ほなけん、地元のほうと協議をさせていただくんですけども、ただこれ今回の提案の分については、それぞれ横瀬地区の供用しとう分の地区の分の値上がりなんですけど、それ以外の個人でしとう分は、それも上がりますので、それとの公平感からっていう意味で値上げもしておりますので、ご理解はしていただかなければいけないというふうには考えております。説明をして、いいとかという話ではないと思うんですけども、負担する人にとっては。ただ、理解していただくしかないなというふうには思っております。

以上です。

○10番（川端雅夫君） 支払いがスムーズにいくように、お願いいたします。

○議長（大西一司君） この件については、よろしいですか。

6番森本さん。

○6番（森本 守君） 集落排水についてですけども、一般の普通の個人でしとる人との関係ちゅうか、支払いの年間平均支払いの何から見たら、どんな状態なんですか。

○住民課長（岩佐誠明君） 個人の分については、保守点検と清掃料っていうんが、個人それぞれ納めていただいておりますと思うんですけども、これ槽によって金額変わってくると思うんですけど、今5%ですので、この事業者に確認しましたところ「5%」が「8%」になるっていうふうな回答は得ております。ほなけん、具体的にこの金額が何ぼっていうんは、私のほうではちょっと今はわかっておりません。

○6番（森本 守君） 消費税が上がるって、これが上がるちゅうんは、それはわか

るんやけど、今までもどんなにかいなと私は思ってたんですけども、今町が相当集落排水には負担をしておるということで、個人でしとう場合には、こういう町の負担がないので、その点でどう違うんかというふうなちょっと疑問を持っとんですけど。

○住民課長（岩佐誠明君） 全体的に、それぞれ個々に幾らっていう計算まではしてございませぬけれども、負担する人にとっては、それぞれ個人の分は上がるのに、それで町で施設しとう分についても同じように受益者負担としては必要かなということと提案させていただいておりますので。それで、個人個人まで行ってしもうて、そしたら施設費用が幾らで、ほなっていう話になってきますので、もともとはこれは環境のためにした分でございますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

○5番（国清一治君） この趣旨と違うと違う。この趣旨と違うと思う。一般家庭の負担と、どういう別件● ●。

○6番（森本 守君） 一般の家庭が設置しとんと集落排水でしたんとの差ちゅうかね、この間に消費税が上がるっていうだけでなしに、こういうの差はないかって思うとん。

○住民課長（岩佐誠明君） 個々の人数とかによっては変わってくると思いますけれども、個人がするより、この集落排水のほうに入っとったほうが安いんかなというふうに思います。具体的に幾らだっていうデータはちょっと持ってませぬけれども、全体的にはそういうふうなことが言えるんでないかというふうに思います。

○6番（森本 守君） 私が聞いとんでは、集落排水に入らないかん人が個人でしたいっていうような、そう言よる人がおるような話を聞いたんで、個人のをしたほうがええんかいな、それとも集落排水でしたほうが安いんかいなという、ちょっとわからんところがあったんです。

○住民課長（岩佐誠明君） 今、それぞれそういうのを個々人で相談を受けるときがあると思いますけれど、これは入ったほうが安いですよっていうふうな説明をさせていただいております。

○6番（森本 守君） ほんだったら、もっとどんどん進めてほしいと思います。

○議長（大西一司君） よろしいですか。

（6番森本 守君「はい」の声あり）

そんなら、今の集落排水、よろしいですね。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 最後に、議案第19号、勝浦病院の件。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 私のほうから、1点。

診断書は、これ基本的に金額が多かろうが少なかろうが一緒に、日赤で手術してよ
うけ払うたやつの診断書も1枚五千何ぼで、町立病院で後のフォローの病院で……。
何笑いよんな。通院も、診断書をもろうたら一緒ですか。これって、当初から、こ
ういうふうな同じ金額なんですか、治療費の金額、大小にかかわらず。

○勝浦病院事務局長（松本重幸君） 治療費と診断書は関連なしに、文書料です
ので、一緒っていう結果になります。

○議長（大西一司君） 1通五千何ぼで。

○勝浦病院事務局長（松本重幸君） それで、いろいろ例えば交通事故で警察に提出
する診断書とか、学校に行きよったときの簡易な診断書とかで数種類に分かれてまし
て、一番安い診断書で2,100円っていうんがあるんですけども、証明する内容とか
にもよまして、3段階ぐらいに分かれてございます。

○議長（大西一司君） 一般的なものも、今一緒ちゅうことやね。

○勝浦病院事務局長（松本重幸君） そうです。一般的なのは5,250円です。

○議長（大西一司君） だそうです、皆さん。

（「了解」の声あり）

それでは、19号まで終わります。

それでは、以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

本件を第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ございませんので、本件は第二読会に付することに決
定いたします。

ちょっと小休します。

午前10時34分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（大西一司君） それでは、続いて日程第12，平成26年度勝浦町一般会計予算についてから日程第20，平成26年度勝浦町物産販売特別会計予算についてまでを一括して議題とします。

これより第一読会を開きます。

この第一読会は、会議規則第53条により、状況によっては私からも質疑を述べたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

それでは、町長から本件の趣旨説明をお願いします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 議案第20号から議案第28号までの提案理由の説明をさせていただきます。

議案第20号は、平成26年度勝浦町一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億1,800万円といたしております。また、一時借入金の最高限度額は3億5,000万円と定めるものであります。

議案第21号は、平成26年度勝浦町国民健康保険特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億123万7,000円といたしております。また、一時借入金の最高限度額は3,000万円と定めるものであります。

議案第22号は、平成26年度勝浦町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,221万9,000円といたしております。また、一時借入金の最高限度額を700万円とするものであります。

議案第23号は、平成26年度勝浦町住宅新築資金等貸付特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68万7,000円といたしております。また、一時借入金の最高限度額は50万円と定めるものであります。

議案第24号は、平成26年度勝浦町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

す。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,403万4,000円といたしております。また、一時借入金の最高限度額は120万円と定めるものであります。

議案第25号は、平成26年度勝浦町介護保険特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億6,614万円といたしております。また、一時借入金の最高限度額を3,000万円と定めるものであります。

議案第26号は、平成26年度勝浦町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,666万1,000円といたしております。

続きまして、議案第27号は、平成26年度勝浦町病院事業特別会計予算についてであります。

収益的収入及び支出の事業予算総額は、6億3,932万5,000円であります。また、一時借入金の最高限度額は5,000万円と定めるものであります。

議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員の給与費4億3,416万1,000円、公債費20万円であります。また、棚卸資産の購入限度額は5,600万円と定めるものであります。

議案第28号は、平成26年度勝浦町物産販売特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,651万4,000円といたしております。また、一時借入金の最高限度額は300万円と定めるものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明をいたさせますので、ご審議をいただきまして、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西一司君） 町長の説明が終わりました。

議事日程の都合により、休憩します。

午前10時40分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。

ご質問のある方はお申し出ください。よろしくお願いします。

10番川端議員。

○10番（川端雅夫君） 課長，議会のな，ケーブルに載せる準備はどこまで，この中では予算化できとらん。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 放映，議会放映。

○10番（川端雅夫君） 放映，放映つか。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 議会の中継。

○10番（川端雅夫君） 議会のテレビ中継。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 議会の放映については，一応課内では今までいろいろと言うてきまして，3方式を検討してます。1つは，徳島のケーブルテレビを利用する方法，それと庁舎内を含めて，町内に配信できる単独の設備をつくる方法，それと既存の今の光ケーブルを利用してインターネットで配信する方法，この3つです，一番経費的に安価なのは，3番目の今の既存の施設を利用してやる方法なんですけど，ただし，いろいろ問題あります。ハード的な問題もありますけども，細かいことを言えば，編集をどないするんかとか，どのぐらいの時間流すんとか，全部流すとか，切るんだったら編集せないかん，誰がするんとか，細かい話が出てこようかと思いますが，そういうことをこれから議会と一緒に詰めていかなんたら，なかなか難しいと思ってます。

当然，NTTに協力いただいて番組づくりもしないけませんし，そこらどういう全体像，●キウン●の放映の方針にするかっちゃうんは議論して，あとうち総務課のほうとNTTのほうと，こういうシステムづくりをしていかないかんと思ってます。今のところ，ざっくりそのぐらいの程度なんですけど，細かいところを決めることがたくさんこれからありますので，ひとつそういう会議的なものを設定して，細かいところ，私のほうから，こういうとこどうしますか，ああしますかってことで提案させていただきますので，1つずつ詰めていただいて，それで今言うたように，システムづくりをしていかないかんというふうには考えています。

○10番（川端雅夫君） 私も，後がないけんね，いいかげんなんか，ただ検討検討では，これ困るけんね。いつをめどと考えとん。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） それは，議員の皆さんと相談して決まっていけば早くできますけども，一番は，ほなけん放映の時間，議員さんのを全部流すのかどうか。かなりの長時間になりますので，そういうことでいいのかどうか。編集するんな

らば、どういうふうな編集の仕方、そのあたりを決めていかなんだら、なかなかちょっと後の作業が難しいかなと思ってます。

○10番（川端雅夫君） とにかく、実現性のあるもんにしてほしいなと。検討検討で済んでしもうたらなんじゃならんのんかいなと。よそも、大概ケーブル等で流しよるけんね、そのためのケーブルでもあるし、インターネットもあるしな。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） その今の言うたところを、もう少し具体的、じゃあ私のほうで具体的に問題点を整理して、議会のほうに上げるような格好にしましょうか。それを検討いただくというような格好にせなんだら、会を持ってもなかなかいろんな意見あるでしょうし。

○10番（川端雅夫君） ある程度たたき台こさえてもうて。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 煮詰まりにくいんで、そういう作業を一応担当とか、NTTも当然協力いただいとかなできませんので、そのあたり課題と問題点みたいなのをちょっと整理して、議会にまたお示ししたいと思います。

○10番（川端雅夫君） 以上です。

○議長（大西一司君） 4番筈議員。

○4番（筈 公一君） ちょっと関連するんですが、今川端議員が言われたことについては、議会も当然調べていって、視察もしてき、今後もいろんなところの、特に近くの町村でもいろいろ参考になることあると思うんで、一緒に進めていかないかと思うんですが、言うたように、進め方としたら、執行部のほうでたたき台つくってもらうというのも、進みやすい方法と思うんですが、その場合、この当初予算にはその経費は含まれていないということね、当初でね。それが、ある程度スムーズに進んでいって、26年度中にある程度の準備からかかれるようなことになったときは、補正対応っていうのはしてもらえるんですか。それは、町長どうですか。進みぐあいによってですよ。一発に全部が始まるというんじゃなくして、ある程度予備的な、準備的なもので経費がかかるというようなときが来たときに、それは補正を組んででも対応してもらえるのかどうかっていうのをちょっとお尋ねしたいんです。どっちでも結構ですよ、そら。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） いろいろ課題がありますので、それ詰めていただいて、全体のスケジュールができますよね、供用開始の。それで、さかのぼっていろん

なシステムの導入とか、改修が必要になってくる、この時点で説明して、補正予算当然必要になってくるかと思います。そういうの金額と、当然事業の内容を説明して、ご理解いただけたらと思いますけど。

○4番（節 公一君） ということは、準備が順調にというか、早く進んでいって、26年度中に必要な手当てをするような場合は補正で対応していただくというようなことでいいですね、そういうことですね。

そしたら、あとはちょっとこの予算のことについて2点質問したいんですけど。

まず、36ページ、これは多分皆一緒のことと思うんですが、番号制度のことです。新年度で2,700万円、これ今回に限ったことで言いますと、国の補助は420万円ということで、国の制度ですわね、当然のことながら。今後も、多額の費用がかかると見込まれると。これは、町が云々というよりも、国の制度ですんで、本来なら全額国の補助でやるべきものと、これは町長初め、執行部も皆同じような考えを持つと思うんですが、現在のところ今交付税措置をされとると、この420万円についてですよ。

（「される予定」の声あり）

される予定でしょう。これについて、町なり、当然県を通じて、町長のほうから、全額補助金ということでやれば一番わかりやすいわけですね、交付税措置と言うよりも、直接全額国の補助と、そういう形にするように要望というのは当然していてももらわないかんと思うんですが、今までのこと、今までもいろんな制度が変わるたびにシステム構築料というので多額であって、これもっと安くできんのんか。特に、今回やったら全国一律やから、全国的なソフト、今回は中間サーバー設置ですか、そういうのも全国の自治体に要るんやから、大量発注して安くできるようになるとか、そんなことは上がってくる問題と思うんですが、やっぱり声を上げていかなあかんと思うんですが、これ町長、当たり前のことでいつも言うてる話のことになるんですが、特に今回は金額が大けえなと思うんで、そこらあたりは全額国の補助金というような形、またそれも使い勝手のええような、わかりやすい補助金で、できるだけ単価も安く、後の運用の対象、メリットちゅうんは、またいろいろしたげないと、この財源のことについては、ひとつ町長これ強く発言していつてもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○町長（中田丑五郎君） この件については、それぞれの町村によって事情があるん

ですね、県下一本でやれば一番いいんですけども。

○4番（節 公一君） メーカーのね。

○町長（中田丑五郎君） メーカーの関係が。それが話の話題になってきますし、またもう既に更新されてほでない状況で変えるやということも無駄なこともあるしとかという、いろんな話が出て、その辺で話が補助の額までは行かないんが実情でございます。なかなか難しいなという話で終わってるんが実情でございます。いずれにしても、有利な補助金といいますか、交付税措置でなしに、具体的な話ができるように、そういう機会が出ましたら、当然発言をしていきたいなと思ってます。

○4番（節 公一君） 特に、町長、県の町村会の部会長もしてますし、リーダーシップもとって、これはお願いしたいと思うんですが。

またもう一点、あとはまた皆ほかの何があると思うんですが、ページ40ページの、課長、町勢要覧、今回委託料378万円、高いか安い、私やは非常に高いなという気がするんですが。町勢要覧、先ほどの説明では、前回は平成20年ということは、今度6年ぶりですか。これは、法的には何年に1回とかということ、決めはあるんですか、5年に1回はせないかんとか、そういう決めっていうんはあるんですか。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 町勢要覧につきましては、任意の作業でございますので、極端にしなくてもいいですし、しても構わんと。町のPRとか、これまでの事業経過なり、町長の方針、町政の方針などをうたえばいいことでありまして、特に法的に策定せよというような定められたものではございません。

○4番（節 公一君） ではないんやね。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） はい。

○4番（節 公一君） ということは、これどこで、どのような活用をされとんのですか、一番大きい活用は。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 一番大きなのは、他町村に出るときの出張の紹介、PRに使ったりとか、あと町外から来られた方に渡すとか、会見の資料に使ったりとか、いろいろ対外関係の中で使うことが多いです。

○4番（節 公一君） それは、かなり効果があるもんですか。例えば、町の紹介やったらパンフレットみたいなようなものでわかりやすく、写真を多くしてするというような、多分こんな要覧みたいになってきたら、今までのことをずっと事細かく書い

て、一般の人には非常になじみにくいような感じがするんですが。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 視察の関係とかよく使いますけど、私がよく承知しておるのは、会検のときに調書、会計検査院さんが事業を見に来ますよね。そのときに、事前に町の紹介ということでお渡ししておいた場合に、来られるときに、あなたの町こういうこと書かれてますね、こういうことどうですかとか、そういうところで指摘もされたり、意見もいただいたりっていうことで活用する場面は多々ありました。

○4番（節 公一君） この金額っていうのは、大体過去からというか、よそから見ても、こんなようなもんなんですか。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 金額によって作成できると思いますけれども、今回も一応前回よりはかなり少なく組んでおります。前回470万円ぐらいだったと思うんです。かなりいい紙で、今のですよ、いい材質使ってしておりますので、今度する分につきましては、使えるところは写真とか使おうかなというふうなことで、ちょっと減額して予算を組みました。

○4番（節 公一君） 一般的にはなじみがちょっとないんで、その割には金額的に、今までのことの上に多分新しいもんをちょっとつけ足すか、変えるところぐらいと思うんで、さあこんだけ。これが確定値じゃあないんで、あくまでも予算なんで、実際はもっと安くできると思うんですが、そこらあたり本当に効果のあるようなもん、また単価的にもちょっと下げる努力はしていただきたいなと思います。

私は、以上です。

○議長（大西一司君） 5番国清議員。

○5番（国清一治君） ちょっと二、三、お聞きしたいんですけれども、1つは、36ページの地方バス路線の関係で、これたしか補正で50万円ぐらい減があったように思うんですけれども、これバスの運行自体は、徳バスとどんなんですか、今の状況は、例えば赤字路線じゃから見直すとか、そういう意味で。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 数年前に、徳バスのほうから勝浦線廃止したいという要望が出てまいりました。町長も含め、県も交えて陳情に行った経緯がございます。仁木副町長の当時です。一応、減便で残していただけるということで、便数は減りましたが、今そういうところで維持はしておりますけども、常に会がいろいろ連絡協議があるんですけども、その中では徳バスの立場としたら廃止をしたいという

方向は明確に打ち出しております。

(「これって議長会議録に残るん」の声あり)

○議長（大西一司君） うん、残るよ。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） そういうことでございますので、大変厳しい状況でございます。1日の乗車数が4人から5人ということになっております。予算的には、一応300万円毎年組んどんですけれども、去年は補正見ていただいたらわかるように、150万円ぐらいの経費で済みました。140万円ぐらい落としたということになります。ここ2年ぐらいは、負担金要らなかったというような状況が続いてます。

○5番（国清一治君） これ今ひな祭りやっとなですけれども、いろいろな方向でバスを利用できんかっていう試行的な話が出てきとんです。今度、桜祭り、たしか試行的に何かやられるということで、やっぱり町もじっと待っとなでなしに、今たちまち廃止されたら非常にこれ困ると思うんで、やっぱり利用できる方法、特に今民間の方が動いてますので、そこらももうちょっとクローズアップして、町も支援できる方法があったらありがたいなと思うんで、ひな祭り自体も、バスで来られた方の恩典、桜祭りも同じような感じなんですけれども、あとホタルまつりとか、こういうイベントがたくさんありますので、そこらに町が多少でも支援できる方法があったらいいかなと思うんで、違うところでまた発言もしたいと思いますが、そういう動きがあるということだけ知ってってください。

それと、38ページの工事費、先ほど公設掲示板、これ早速町長対応していただきましてありがとうございます。17カ所を全部やりかえてくれるということで。

課長にちょっと確認だけなんですけれども、これ今の大きさで、それと私がもう一つ加えて言ったんは、各地区の行事、公共的な行事ですね、私的でなしに、そこらの枠を設けたらいいなということで、町長もちょっとニュアンス的にはそれも検討やなっているようなのがあったんや、そこら新しい● ●ありがたいんははっきりしてますが、内容的なことをちょっと簡単に。

○町長（中田丑五郎君） 17カ所整備をすることにしておるんですけども、一応既製品でやろうかということ考えたんですけども、これよりもはるかに高い金額になりますので、規格品でなしに、作製をして、それでやりたいというふうに考えてます。

議員さん以前からおっしゃるように、今言いました、地域のとか、いろんな公文書

以外のものも掲載できるように、掲示できるようなということです、そのあたりはどういう形になるかちょっとこれから検討をしてみたいと思いますので、一応ガラス張りで、横引きで、風雨にさらされないような状況をつくろうと思ってます。今言いました公文書をその中に当然入れるんですけども、地域の分をどこに張るか。1つの掲示板の中を区分してやるのか、また新たに下のほうにでも張るところをつくって掲載さすのか、そのあたり細かい点についてはこれから製作の段階で検討しますので、今のところちょっと決めておりませんが、検討してみたいと思います。

○5番（国清一治君） これ、各地区非常に喜ばれると思うんで、できたら区分して、半分は公共的、半分は地方版っていうふうなものを、特に私は問題がないと思いますが、ぜひ町長お願いします。

それともう一点だけ、先ほど40ページでコミュニティー山西と横瀬、これ内容どういふもんなんでしょうか。わからなければ、多分これ午後にも続くように思いますので、午後でも結構です。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 山西地区につきましては、太鼓の関係です。それで、横瀬地区につきましては、テーブルとか、集会室に置く備品の整備ということになっています。

○5番（国清一治君） わかりました。

以上です。

○議長（大西一司君） ほかにございませんか。

いいですか。

ほな総務これで打ち切ってよろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、企画総務の質疑はこれで終わりたいと思います。

それでは、小休します。

午前11時53分 休憩

午後1時39分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。

説明いただきました税務課当初予算について、ご質問ある方はどうぞボタンをお願いします。

4 番・議員。

○4 番（・ 公一君） 歳出の方で資料の13ページ，賦課徴収費のところなんですが，19の負担金のところの説明で134番，県の滞納整理機構へ出すようになってますね。

これ何件今年度は出すあれなんですか。

○税務課長（前田泰子君） 71万9,000円についてですね。

○4 番（・ 公一君） はい。

○税務課長（前田泰子君） ちょっとお待ちください。

6 件です，6 件の予定です。

○4 番（・ 公一君） その滞納総額っていうのは大体わかるんですか。

○税務課長（前田泰子君） それはまだ今年度の徴収もありますので，どの方をというのはまだ決定はしておりません。

○4 番（・ 公一君） 一応6件出すと。

○税務課長（前田泰子君） そうです。

○4 番（・ 公一君） はい。

○税務課長（前田泰子君） 5 件をみて，プラス1 でみてくださるっていう予定です。

本当は5件ですけども，勝浦町プラス1 でみますっていうことです。

○4 番（・ 公一君） かなり過去の実績からみたら，整理機構へ出して効果上げているんで，ここらへん大いに期待したいところなんです，ほんならプラス1 件みていただけるという内容ということですね。

○税務課長（前田泰子君） はい。

○4 番（・ 公一君） はい，わかりました。

○議長（大西一司君） はい，ほかに。

8 番井出議員。

○8 番（井出美智子君） 1 ページの歳入のところの滞納繰り越し分個人町民税の徴収は，滞納整理機構で回収してきた分ですか，それとも滞納整理機構の分も合わせた額ですか。

○税務課長（前田泰子君） これは，そうじゃなくって160万ぐらい徴収ができるだ

ろうということで、滞納機構とは別というか、考えてください。

徴収にも力を入れておりますので。

○8番（井出美智子君） もうひとつ聞いていいですか。

滞納はこの間ふえてきているのではないのでしょうか。

○税務課長（前田泰子君） いえ、そういうふうなことはありません。

○8番（井出美智子君） ふえてはないわけですか。

○税務課長（前田泰子君） そうです、努力しております。

現年度分、過去滞納の分は努力して減って、今はどうかって言われるより、今現在にあがっている滞納分では努力して少なくなって……。

○8番（井出美智子君） 税務課の徴収の仕事の中身ではなくて、経済的に税金が払えないような状況の人が多くなっているのではないんですかっていう意味で聞いたんですが。

○税務課長（前田泰子君） そういうことはあまり見受けられないようには思います。

○議長（大西一司君） 滞納の人の、今の井出さんの関連で、整理機構にお願いするのは悪質ちゅうか、徴収できそうになってというような人にターゲット絞ってやるわけ、そんな人が多いんでしょう。

○税務課長（前田泰子君） 主は悪質な人が多いですね。

○議長（大西一司君） だから、実際に困ってほんまに徴収できない、端から見て、ような人はそれに入って、予定しない、してないと。

○税務課長（前田泰子君） もしそういう方がおいでた場合は、やっぱり納税相談をする場所でもありますので、納税に来てくださってお話を聞いて、横のつながりで福祉に照会するとか、行政的なつながりも取れますので、やっぱり納税相談においでいただけた方がいいかなと。督促を送っても何も言わないとか、そういうふうな人は一番税務課も対応に困ります。

○8番（井出美智子君） 納税相談に来る人がこの間ふえているっていうことはないですか。

○税務課長（前田泰子君） ありません。

○議長（大西一司君） はい、ほかに。

ええですか。

はい、5番国清議員。

○5番（国清一治君） 昨日から国保関係の質問を継続しとるような感じするんやけんど。

この予算書の51ページにある繰出金の関係、3,309万2,000円。

これ前年度とほぼほとんど変わらんですけれども、25年度ではおおよそ300万円ぐらい減額補正をしとったと思うんやけんど、ここらの積算はどういう積算が根拠なんですか。

若干減ってはおりますが、最終の補正で280万円落としとるわなあ。昨日の議決したところなんやけんど。

あとの昨日ちょっと宿題的に僕が質問しとんは、特別会計の方ではしとると思うんやけんど……。

○税務課長（前田泰子君） そしたら、311の28の1の3,392万円の内容を言います。

○5番（国清一治君） はい。

○税務課長（前田泰子君） 法定内繰り入れです。

1番目は、保険財政支援事業交付税800万円、2点目国保基盤安定等繰入金2,229万2,000円。

この中には二通りございます。

保険者支援分382万8,000円、2点目国保税軽減分1,846万4,000円。3項目めに出産育児一時金繰入金280万円がございます。

○5番（国清一治君） 質問の要旨は、去年補正で落としたにもかかわらず今回また同額の補正が出とんでどうかということだったんやけんど。

内容的には今わかったんやけんど。

○税務課長（前田泰子君） 補正の資料は昨日下げたんですけど、多分出産一時金関係で補正で落としとんだと思うんですけれども。

○5番（国清一治君） 少なかったちゅうことですね。

○税務課長（前田泰子君） そうです。

○5番（国清一治君） はい、わかりました。

○議長（大西一司君） いいですか。

○5番（国清一治君） はい。

○議長（大西一司君） はい、ほかには。

ええですか。

それじゃあ一端休憩します。

午後1時50分 休憩

午後2時06分 再開

○議長（大西一司君） それでは、再開します。

議案第21号、国保についてご質問ある方はどうぞ、お願いします。

1番美馬議員。

○1番（美馬友子君） 20ページ、特定健康診査のところなんですけど、検査委託料と特定健診負担金、何人を大体予定しとんですか。

○税務課長（前田泰子君） 255万1,000円の分ですね。頸部エコーで250人、腹部エコーで250人を予定しております。それが特定健診のオプション検査です。

特定健診のオプション検査と、それと2次検診っていうのもこの中に含まれてますので、特定健診でひっかかった人が次の病院へ行く分です。でも、主は、特定健診のオプションの頸部と腹部のエコーです。200人だったのを250人ずつに見込みました。

○1番（美馬友子君） ちなみに、昨年は何人のエコーの検査があったんですか。

○税務課長（前田泰子君） 25年度ですね。頸部で181人、腹部で183名、両方受けない方もいらしたので、こういう数字になっております。

巡回の特定健診における約61%の方はエコー検査をされた結果が出ています。

○1番（美馬友子君） ことは、特定健診受ける受診者数は何人ぐらい。受けた中の去年はオプション61%だったんですけど、受ける人、受診者は何人、基礎は何人。

○税務課長（前田泰子君） 済いません。それ数字がまだちょっと拾えてないんです。まだ拾えてません、済みません。今年度も、そしてちょっとまだ病院とか受けたんが数字が戻ってないんで。

○議長（大西一司君） ほかよろしい。

○1番（美馬友子君） ●国保●の世帯● でね、●受診を受ける人の数を聞いただけで。

○税務課長（前田泰子君） 去年の巡回健診で受けとう国保の人は、特定健診は

326名です，巡回健診だけですので。あと，病院で受けた人は，まだ数字が上がっておりません。

○1番（美馬友子君） 大体36%ぐらいに上がってきとんやね，健診率が。だけど，100%だったら何人ですかっていうところを。

○税務課長（前田泰子君） 済みません。資料の持ち合わせがないんで，後でいいですか。

○議長（大西一司君） そしたら，ほかに。

6番森本さん。

○6番（森本 守君） エコー検査で，要精密検査っちゅうような人はどのぐらい出とんですか。

○税務課長（前田泰子君） 済みません。それも資料の持ち合わせがないんです。

○6番（森本 守君） そうですか，了解。

○税務課長（前田泰子君） 再検査という人は数が出てたように思うんですけど，精密っていう人は一人か二人だったような気がするんですけども。

○6番（森本 守君） 効果はあるということじゃね，● ●みたら。

○税務課長（前田泰子君） 効果はすごく出てると感じております。

○議長（大西一司君） いいですか。

（6番森本 守君「はい」の声あり）

ほかに。

5番国清議員。

○5番（国清一治君） きのうの質問の積み残しちゅうの冒頭に課長言いかけたんやけど，これ僕がなぜ聞きようかと言うたら，きのうも言いました，請願の判断を議会でしなければならない。そのデータは，みんなが共有せないかんということで聞いとんですけども，まずきのう……。もう一回言いますが，25年度単年度では赤字であるということをはっきりおっしゃったので，まず根拠ですね。これ新年度にも影響してくると思います。そこらの根拠をちょっともう一回説明してください。

○税務課長（前田泰子君） はっきりは言い切っておりません。なぜならば，数字がまだ出ていないので，赤字かもしれないっていう表現はしたようには思うんですけども。

それで、平成26年3月4日現在で推計した場合、およそ1,500万円ほどの赤字が予想されるかもしれません。しかし、歳入歳出が決定していませんので、逆転する可能性もあります。こういうことしか言えないんです。でも、現時点ではっきりしている内容が2点だけございます。1点目は、平成24年度歳入の前期高齢者交付金の精算で、精算額4,500万円ほどを平成26年度で還付することが確定しております。それと、2点目、平成26年4月に診療報酬の改定がございます。改定によりまして、療養給付費がふえることが予想されます。例えば、医科の初診料で120円、再診料で30円、歯科の初診料で160円、再診料で30円上がるということになっております。そういうこと、その2点は予測されます。

○5番（国清一治君）　きのう言いよったことが大分トーンダウンしとるように思うんですけども、例えば新年度の6ページ、歳入のところを見よんですけども、これ総額では2,400万円の減になっとうわな、前年度、ただ国民健康保険税については200万円の増。一番僕が気になるんは、療養給付費交付金が、これ7,000万円減になっとなる。これは、どういう意味なんですか。ここが7,000万円って、大きくこれ減額しとんですけども。ほんで、歳出では、保険給付費が去年よりも1,000万円低く見積もっとうと思うんやけどな。

○税務課長（前田泰子君）　先ほど言いました4,500万円返さなければいけないっていう分も、ここに7,000万円の中に含まれております、相殺しての歳入となりますので。

○5番（国清一治君）　いや、相殺するっていうの、おかしい違うん。これは、歳出で見とらなんだらいかんねや、予算的には、ように思うけどな。それはいいとしても、ここが余りにも大きく減り過ぎとるように思うんですけどな。はっきり言うて、僕は単年度で赤字にならんのかなと思うとんです。きのうは、絶対赤字になるって、なる場合もあるでなしに、赤字になるって、私はそう受けとめとんやけど。ほなけん今、請願の内容は、保険税の減額で来とうけんね。ここらは、これ慎重にしていかなんだら、はっきり言うて、私、前回の値上げのときの国保運営委員の委員だったもんで責任を感じるんです。そのときも、このままでも赤字になるという、悪い条件ばかり出されたように思うて。はっきり言うて、議員皆の総意見は渋々やむを得ないっていう、当時の委員長もおりますけど、渋々やむを得ないと。本当に赤字に

なったら困るけんやむを得ないっていうんで、一応値上げに賛成した経緯があったと思うんですけれども、結果的にはそうでもなかったんでないかと思う。そこらも、もっと根拠が欲しいんですけれども。上げなんたら、ずっと赤字でなっとんですか、これは。24年度はどうなんですか。

○税務課長（前田泰子君） 24年度は、実質的では黒字でした、実質的には。でも、そこには補助金とか交付金とか多大なるもんが入ってきたと。それを24年度の分を25年度では1,500万円返しました。26年度で4,500万円返すっていうふうになるんです。交付金とか、そういうのは、前年度とか前々年度を国や支払基金は見ながら、どこでも全国的に一緒なんですけど、それで算定して入ってくるんです。だから、1年置きでもらい過ぎとったら、1年後、2年後に返すっていうようなシステムにはなっております。ただ、単年度的に考えると、去年は黒字だったっていうことです。医療費も読めないのが、本当に確かです。

○5番（国清一治君） まあ、一旦置きますが、後皆あるんじゃないかと思っております。

○議長（大西一司君） これ、また熟尽会議で、それに集中してやろうかいなと思うとんやけん、まあ……。

○5番（国清一治君） セやけど、データくれんのだったら、数字がわからん、赤字になるやら、その逆かもわからんというような返答されたんだったら、決めようがないと思うんです。

○税務課長（前田泰子君） データは、やっぱり確定せな渡せないんです。

○5番（国清一治君） いや、値上げのときは、ほうでなかったと思うんよ。値上げのときは、値上げをやむを得なしちゅうデータがぼんぼん出てきて、それでやむを得ないちゅう判断しとんやけん、このとき出せて、今出せんというんはおかしいことやな。

○税務課長（前田泰子君） 赤字云々は、確定した数字でないと出ませんので。

○5番（国清一治君） いずれにしても、このままではちょっと納得できません。

○議長（大西一司君） 町長、何か見解ありますか。今までのいきさつの、課とも協議したと思うんやけん。

○5番（国清一治君） ちょっと小休してください。今、小休違うんの。

○議長（大西一司君） いや、小休でない。

小休。

午後 2 時 19 分 休憩

午後 2 時 36 分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。

国保会計について、ほかにご質問ございませんか。

1 番美馬さん。

○1 番（美馬友子君） 20ページの199の保健活動補助金なんですが、こういった計画があるのでしょうか。

（税務課長前田泰子君「30万円ですか」の声あり）

はい、小さいですけど。

○税務課長（前田泰子君） K－f r i e n d s へ保健活動補助金として補助金を出す分です。K－f r i e n d s をお願いをする分です。

○1 番（美馬友子君） 運動教室とかという分ですか。

○税務課長（前田泰子君） ちょっとお待ちください。

4 項目ございまして、保健活動事業、健康力アップ教室、カローリング、フィットネス事業、この4 項目で計画をしております。

○1 番（美馬友子君） 健康教室、とてもいい活動しよんで、なかなか男の人の健康寿命が延びるので、男の人にも勧めてほしいなと思います。

○議長（大西一司君） いいですか、井出さん。井出さんじゃないわ、美馬さん。他意はございません。

5 番国清議員。

○5 番（国清一治君） ちょっと20ページの成人病健診のところで、脳ドックのことを言われたんやけど、これって委託料やけん、病院に払う委託料やね。

○税務課長（前田泰子君） そうです、阿南共栄に。

○5 番（国清一治君） 阿南共栄。ほったら、これ受ける人のはなかったんかいな。

○税務課長（前田泰子君） 個人の負担金ですか。

○5 番（国清一治君） 個人の。

○税務課長（前田泰子君） はい、ございます。ちょっとお待ちください。

○5番（国清一治君） 濟いません，ちょっと勉強不足で。

（「6,000円ぐらいじゃ」の声あり）

6,000円でいけるん。

○税務課長（前田泰子君） 4万2,000円のうち3万5,900円を国保で補助いたします。本人負担は6,100円となっております。

○5番（国清一治君） ありがとう。受けます，ほんなら。

○税務課長（前田泰子君） 受けてください。

○議長（大西一司君） 終わったん。

（5番国清一治君「はい，一応」の声あり）

はいはい。

ほかに。

8番井出さん。

○8番（井出美智子君） 一般質問でもするんですけど，この保健事業の中に人間ドックを復活してほしいっていう声が根強くあるんですが。また一般質問ではやりたいと思うんですが。

○議長（大西一司君） これ一般質問でお願いします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） なければ，国保特別会計は，これで終了します。

小休します。

午後2時40分 休憩

午後2時43分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。

後期高齢者の特別会計について何かご質問ある方は，どうぞお願いします。

ええですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ないようですので，これで質問を終了させていただきます。

小休します。

午後2時44分 休憩

午後3時29分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。

この件について質問のある方は、どうぞボタンを押してください。

1 番美馬さん。

○1 番（美馬友子君） 76ページの県単林道事業費なんですが、立川相生線の舗装工事ってということなんですが、全面できる予定なんですか。

○建設課長（柳澤裕之君） 全面ですか。

○1 番（美馬友子君） どんだけできるん。

○建設課長（柳澤裕之君） 工事の390万円のできる範囲なんですけどね、できる範囲です。

（「大体どれぐらい」の声あり）

大体ですか。

○議長（大西一司君） これ全部完成しとるんでしょう、何は。

○建設課長（柳澤裕之君） 路床工事はできてます。

○議長（大西一司君） 路床工事はできて、舗装がどんだけになる。

○建設課長（柳澤裕之君） 舗装については、やはり急峻なこととか、路面の荒れが予想されるところを中心にやるんです。それで、基本的にはコンクリート舗装でやりたいんですけども。

○議長（大西一司君） 部分舗装。

（1 番美馬友子君「部分舗装」の声あり）

○建設課長（柳澤裕之君） 200メートルほどかなと思いますね、ざっくりですけど。

○1 番（美馬友子君） ● ●関係ないかもわからんけど、ちなみに立川相生線って、初めにかかったときには何年で完了する予定で始まった工事だったんですか。でき上がってって普通だったんですよということを聞いとんやけど、大体始まったん、予定どおりなんですか。

（「25年たっとなんじゃねえかと思うね、今年度が●

●」の声あり）

だったんですか、最初から。

○建設課長（柳澤裕之君） 最初からかどうかはちょっと何か不明瞭やけど、一応私の承知しとう範囲は、25年の開始というふうに聞いております。

（「計画どおりでき● ●」の声あり）

○議長（大西一司君） 美馬さん、よろしい。

（1 番美馬友子君「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

7 番山野さん。

○7 番（山野忠男君） 85ページで、老朽な危険空き家の件なんですけども、これは何年も住まいしていないと、町道沿いなんですけどね、そういうところは当然可能ですね。

（建設課長柳澤裕之君「はい」の声あり）

ということは、何%ですか、これは、この400万円というやつね。

○建設課長（柳澤裕之君） これちょっと詳しく申しますと、80万円の内訳は、半分が国費40万円ね、あと20万円については町費、あと20万円については県費、ほんであと20万円は所有者からもらいます。

○7 番（山野忠男君） ああそうですか。

○建設課長（柳澤裕之君） もらいますというか、所有者が出します。マックスは、結局国と県と町が出すのが80万円。ほなけん、総事業費が100万円以上超さなあかんね。

○7 番（山野忠男君） 100万円以上ね。

○建設課長（柳澤裕之君） うん。

○7 番（山野忠男君） ああそうですか。

○建設課長（柳澤裕之君） 割合は変わらないから、100万円以上でないとあきません。

それと、対象物件はどんなんかと言うと、避難に使うという道の横に建ってって、この家が倒壊したら、道の半分以上を塞ぐ場合、道です。道ちゅうんは、いろいろありますよね、例えば赤線とか、それから広い県道から始まって。だから、奥に民家があって、この道で逃げると……。

○7 番（山野忠男君） 倒壊によって妨げるちゅうことやね。

○建設課長（柳澤裕之君） うん、逃げると。一番奥の家はあかんですよ。一番奥の家は、崩れても何ら第三者に影響ないから、その道中で崩れて危険であるというふうなことで。

○7番（山野忠男君） 町道がありましてね、結構広い町道なんやけどね、ちょっと車を置けるか置けんかわからんが、ちょっとしたあれがあるんです。ほんで、その奥に今住まいしとった民家があって、それが長年放置されとんです。それも崩れようによったら、倒れようによったら、やっぱり通行を邪魔するわけやね。そんなんは、町が来て確認していただくんですか。

○建設課長（柳澤裕之君） ほんでね、客観的に見る手法がありますので、そのあたりの家の高さとかいろいろ客観的に見まして、この家がいけるかどうかちゅうんを判断させてもらうのと、この家の状況によって、いろんな結局指標があります、点数をつけてね。それが100点満点でないと、採択に乗らないよというふうなルールがありますので、何でもかんでもいけるっちゅうんではありません。

○7番（山野忠男君） それはわかる。

○建設課長（柳澤裕之君） これまた、きょうは詳細的なものは申しませんけども、それは執行のときの個別にまた事務的に話しさせてもらおうと思います。

○7番（山野忠男君） わかりました。了解です。

○議長（大西一司君） 終わりました。

ほかに。

10番川端議員。

○10番（川端雅夫君） ページ80、81の中で、711の賃金の臨時雇い賃金257万1,000円と、これと81の道路維持作業員の257万1,000円、これは別やな。

○建設課長（柳澤裕之君） はい、別です。

○10番（川端雅夫君） こっちの80の名目はどういう何。

○建設課長（柳澤裕之君） 80ページは、土木の管理臨時賃金として、土木管理です、管理。県の土木のほうの退職者さんを私どもの課でお手伝いしていただいております。

○10番（川端雅夫君） 25年と一緒やな。

○建設課長（柳澤裕之君） そうですね。

○10番（川端雅夫君） ほったら、この作業員も、今おるんと一緒。

○建設課長（柳澤裕之君） 作業員さんは一緒です。

○10番（川端雅夫君） 一緒やな。

○建設課長（柳澤裕之君） はい。

○10番（川端雅夫君） はいはい。ほなよろしい。

○議長（大西一司君） ほかに。

4番籓さん。

○4番（籓 公一君） 課長、かなり詳しいに説明していただいたんですが、ちょっと私が聞き漏らしとったんかもわからんですがね、82ページ、道路橋梁のところ
で、説明のところの457万円と100万円ちゅうんがありますね。82ページの13の委託
料、道路橋梁維持費のところでの457、これっていうんは、ちょっと具体的にどんな
んだったですか。

○建設課長（柳澤裕之君） ちょっと言い落ちがありました。申しわけないです。こ
れについては、82ページの道路橋梁維持費の中の委託料の測量設計委託料の100万円
については、今回のまた目玉である15メートル以下の橋梁を1橋でも救おうでないか
ということで、その測量設計委託料でございます、長寿命化をするためのね。

○4番（籓 公一君） それ、3番のほうやね、それ。

○建設課長（柳澤裕之君） 3番ね。

○4番（籓 公一君） 下の457のほう。

○建設課長（柳澤裕之君） 457については……。

○4番（籓 公一君） 業務委託料。

○建設課長（柳澤裕之君） 業務委託料といって、棚野立川線とか、横瀬立川線と
か、中山婆羅尾線についての草刈りとかの委託料でございます。

○4番（籓 公一君） 河川のほうと違うやね。

○建設課長（柳澤裕之君） 違います。

○4番（籓 公一君） 最後の、さっきあった……。

○建設課長（柳澤裕之君） 地元の関係者と契約結んでさせていただきようと思うん
です。

○4番（籓 公一君） 83のほうとは別のやね、当然83のところでありました、さっき

言いました草……。

○建設課長（柳澤裕之君） 違います。

○4番（笹 公一君） それとですね、そしたらその下の町道の改良のところで、同じ13の委託料で測量設計委託料500万円、これは下のほうは沼江バイパスなどの残土処理、今年度であれちょっと減額補正したやつと思うんですが。

○建設課長（柳澤裕之君） そうやね。

○4番（笹 公一君） 2のほうの町単道路の、この設計委託料はどこって言ったんですかね、場所は。

○建設課長（柳澤裕之君） これはですね、26年度にまた要望箇所があって測量が必要であるところがあれば、この委託料を使うというふうに計画をしております。個別に場所としては決めておりません。

○4番（笹 公一君） 具体的に今あるというんじゃなくして、あればこれで充当するというようなことですか。

○建設課長（柳澤裕之君） そうです。毎年ちゅうか、ご承知と思うんですけども、区長会なりに呼びかけて要望を募って、ある程度拾えるものは拾うたげてする中で、どうしても測量をせないかん物件があったら、この費用を使うて測量をさせていただいています。

○4番（笹 公一君） 最後になるんですが、83ページの道路改良費のところの工事請負費、これ生名相生線と石原のところという話は聞いたんですが、それと橋の15メートル以上。

○建設課長（柳澤裕之君） はい。

○4番（笹 公一君） 橋の15メートル以上が2件って聞いたと思うんですが、それは場所はわかっとなですか。

○建設課長（柳澤裕之君） 一応計画といたしましては、与川内の庚申橋、橋本さん。

（「高橋さん」の声あり）

高橋さんか。高橋さんのほうへ行く橋ですね。これが1橋と、それと星谷の岩屋橋といって、農免道路にかかっとう橋です。農免で工事した橋を長寿命化するというところで、その2橋を予定しております。

○4番（節 公一君） ほなもう場所は確定しとるということですね。

○建設課長（柳澤裕之君） はい。以前に、長寿命化についていろいろ検討会というのを何回か重ねてまいりまして、それで順番を……。

○4番（節 公一君） 優先順位があったですね。

○建設課長（柳澤裕之君） そうですね。

○4番（節 公一君） その優先順位のように大体進んでいっというかどうか。

○建設課長（柳澤裕之君） 順番どおり行けば、やはり町費が一発にようけ要らないよということで進めてまいっております。

○4番（節 公一君） ありがとうございます。

○議長（大西一司君） ちょっと関連やけど、こんなん石原家台、これ用地なんかもじゃあできとんですか。

○建設課長（柳澤裕之君） 家台中山線におきましては、昨年度の初めからちょっと地元代表の方々と交渉、話をしています。それで、今年度においては詳細設計に入りたいなということで、今正味言って、協議中です。

○議長（大西一司君） 協議中で。

○建設課長（柳澤裕之君） 地元とね。

○議長（大西一司君） 地元の人、長年のこれ懸案事項なんやけど。

○建設課長（柳澤裕之君） いろいろね……。

○議長（大西一司君） 協議した、どのぐらいの長さ、距離できるんで。

○建設課長（柳澤裕之君） 小休してつか。

○議長（大西一司君） 小休。

○建設課長（柳澤裕之君） はい。

○議長（大西一司君） ふん。小休します。

午後3時43分 休憩

午後3時44分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。

ほかに。

6番森本さん。

○6番（森本 守君） 73ページの広域農道についてですけども、412万6,000円の本年度予算見ておるんですけど、前年度より1,000万円少ないということで、これ内容について何か舗装するつつうたん、100メートルやというように聞いたんやけど。

○建設課長（柳澤裕之君） 1,100メートル。

○6番（森本 守君） 1,100メートルか、私の耳が悪いな。ほしたら、それで舗装全部できる予定なんですか。

○建設課長（柳澤裕之君） そうですね。8工区については、これで完了というふうに聞いております。

○6番（森本 守君） ほしたら、橋も鉄骨が今かかった状態ですけども……。

○建設課長（柳澤裕之君） そうやね。

○6番（森本 守君） 橋もできて、舗装もできるということなんですか。

○建設課長（柳澤裕之君） はい、この予算でね。

○6番（森本 守君） はい、了解です。

○建設課長（柳澤裕之君） だから、申しておかなあかんのは、やっぱり26年度予算で予算化はするんですけども、やはり多少繰り越しする可能性はありますよね、どうしても押していきますから。

○6番（森本 守君） はいはい、わかりました。

○議長（大西一司君） 5番国清さん。

○5番（国清一治君） 先ほど4番議員が質問したところと同じとちょっと私も聞き逃したのかなんかはっきりせんのやけど、82ページの委託料、柳澤課長の答弁では、草刈りの委託料じゃとかなんとかとちょっと言いよったけど、457の業務委託料、これ去年はなかったんじゃな。草刈り関係の委託料ちゅうんは、これ棚野立川やって、これ実際は草刈りとかの委託料やと思うし、455も草刈りと思うんやけど、
●ゼン ●業務委託料やて、これもう一回説明してくれへんで。4番議員聞いたん、ここやな。さっき、草刈りって言いよったように思うんや。

（4番 篠 公一君「そうです」の声あり）

○議長（大西一司君） はいはい、どうぞ。

○5番（国清一治君） 草刈りでないように思うねん。

○建設課長（柳澤裕之君） 棚野立川線については、維持管理の委託料ということ

で、草刈りも含みます。それから、立川線と言えば、台風の明けにはかなり……。

○5番（国清一治君） いや、ほかはいいんや、457だけ言うてくれたら。

○建設課長（柳澤裕之君） 457, 457。

○5番（国清一治君） 業務委託料。

○議長（大西一司君） 今のんでええの。

○建設課長（柳澤裕之君） 100万円、ああ。457は、言うてないと思うけどな。

○5番（国清一治君） 言うたや。

（「● これ聞いて ●」の声あり）

これを聞いたら、違うこと言うたけん。

○建設課長（柳澤裕之君） 455が草刈り委託よね。

○5番（国清一治君） そうじゃ。

（「さっき457は草刈り● ●」の声あり）

○建設課長（柳澤裕之君） うんうん、3カ所。

（「柵野立川と横瀬立川● ●」「3カ所言うた
がな」「● 中山 ●草刈りと言うた」の声
あり）

この100万円の分ね。

（「はい」の声あり）

ちょっと訂正いたします。

業務委託料っちゅうことで、町道の土砂取り除き作業委託料でございます。

○5番（国清一治君） いや、これ新規で。

○建設課長（柳澤裕之君） これ新規やね。

○5番（国清一治君） でしょう、25年度の予算書に。ほなけん、これもっと土砂取り除きとか、ほれやったらこうしとかなんだら。これで間違いないんで。これ人夫賃でいきよんでないんで。人夫賃ないんか。

○建設課長（柳澤裕之君） これはね……。

○5番（国清一治君） それやったら今まであったで。新規やもん、これ。

○建設課長（柳澤裕之君） 濟いません。これね、重機の借り上げやね。借り上げ作業を委託するということですね。

10万円で10カ所計上してます。

○5番（国清一治君） 新規やな，ほな。

○建設課長（柳澤裕之君） 新規というか，重機借り上げをここへ変えたんですね。

○5番（国清一治君） ええ。

（「● ●決算載ってるやつな」の声あり）

○建設課長（柳澤裕之君） うん。

○5番（国清一治君） 重機，どこにおったん。余り言いよったらいかんのう，これ。

○議長（大西一司君） 余り言い直したら違うことになるで。信用してくれんようになるぞ。

○5番（国清一治君） 小休してください。余り数字違わない● ●何せ去年のを見もって予算，僕がちょっと見よんで，これ新しい事業って何かいなと思うて。

○建設課長（柳澤裕之君） 去年の予算書の中で……。

○5番（国清一治君） それ● ●かかっとな違う● ●。

（「ちょっと皆さん●勘違いで，●やっぱり慎重に物を言うならんだら」の声あり）

小休でしょう，今。

○議長（大西一司君） いや，小休違います。

○5番（国清一治君） 小休違うん。

○議長（大西一司君） 小休するん。

はい，小休します。

午後3時49分 休憩

午後3時51分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。

○5番（国清一治君） それともう一点，これ補正のときも言うたんですけども，85の一般住宅費，これ非常に内容の濃い，課長に言わせたらバージョンアップ，僕はこれ賛成なんです。ただ，去年の補正ではほぼ全額不用額で落としとんですね，800万円。これを今度2,000万円に上げたん。内容的には非常にいいんで，これは推進

体制と思うんですが、これは僕ら補正でもするぐらい、足らなんだわっていうぐらいにやってほしいんです、この事業自体は。ほんで、担当課長は言いにくいんで、町長、これ推進して、不用額が出んぐらいにやってくれたらええと思う。ちょっとこちらのニュアンスでお願いします。

○町長（中田丑五郎君） この事業につきましては、東南海・南海トラフの巨大地震の関係で倒壊家屋が非常に多くなるというような想定もされておりますので、それを守るためにも、やはり家屋の耐震化を図っていかなんだらいかんというようなことで、ご指摘いただいたように、25年度本当に不用の額が多くて実績が残ってないという中で、あえて26年度においては積極的に。特に、耐震診断にしても、3,000円をもらうんでなしに、無料でしていこうと。ただであれば、診断を受ける人も多くなるだろうというようなことで、積極的に残さないように。先ほども、内部ではちょっと話しよったんやけど、残ったときに補助裏があるんかどうかっていう話まで進んだんですけど、そういう話になれば非常にありがたいなと思ってます。議員ご指摘のように、残さんように、これは何はともあれ、町民の皆様方の安全というようなことに返ってきますので、積極的にやっていきたいというふうに考えております。体制につきましては、どういう方法が一番事業執行に当たっての適切なやり方なんかということも再度検討もさせていただきたいと思ってます。

以上でございます。

○5番（国清一治君） 関連で、ちょっと一般質問にも出てますので、あとはその場でもう少し具体的に聞きたいなと思ってます。

以上です。

○議長（大西一司君） 8番井出さん。

○8番（井出美智子君） バージョンアップのところでお聞きします。

住まいの安心・安全リフォーム上乗せっていうところなんですけど、耐震改修については県の補助金のことがブルーの中で出てきて、ほんで町の予算と足してっていうふうにできるんですけど、この左側の表の中に見たら、県が工事費の2分の1以内、最高40万円までを補助っていうので、下は県の40万円と町の20万円、あわせて住まいの安心・安全リフォーム、町内業者を使えば、最大60万円の補助が出るという内容なんでしょうか。

○議長（大西一司君） 質問はな。

○建設課長（柳澤裕之君） はい、ほうやね、はい。

○8番（井出美智子君） そしたら、やっぱりすごくわかりやすい資料なんで、県の60万円というのも、できれば大きく書いて。

そして、もう一つ上の耐震改修と住まいの安心・安全リフォームをあわせて利用できるということはできるんですか。別々なんですか。最大90万円と60万円を足すことはできるんですか。別々なんですか。

○建設課長（柳澤裕之君） 小休願います。

○議長（大西一司君） 小休します。

午後3時56分 休憩

午後3時56分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。

○建設課長（柳澤裕之君） 併用できません。片一方だけです。

以上です。

○8番（井出美智子君） もうちょっと聞いていいですか。

上の耐震改修は、評点が0.7未満の住宅、改修後の評点が1.0となるもので、下は改修前の評点が1.0未満の住宅、程度の違いで補助金も違ってくるんで、足すことはできない、耐震改修の中身が違うっていいことですか。

○建設課長（柳澤裕之君） ほういうことやね。安全率が1.0、それから0.7未満とかね、そういうふうな表現でありますので、まず耐震改修が一番大事なということです。

○8番（井出美智子君） 簡易な耐震化工事っていう中身をもう少し具体的に町民にわかるように出してもらって、これだったらできるっていうふうなが必要でないのかなと思うんですけど、そこまでの詳しい中身っていうのは準備できているんですか。

○建設課長（柳澤裕之君） 今までも何軒か耐震改修、リフォームやっております。その中で、柱にかすがいはめたり、いろいろ今までの例は表現できると思います。

ほんで、耐震診断をして、それで1以下で、それでできる場合についてのまたいろんな改修しながらアドバイザーというんもありますしね、そのあたり例は示せると思

います。

○議長（大西一司君） これちょっと副町長，境目がわかりにくい。ちょっと説明できまへんか，ちょっと。

○副町長（小林 功君） 県のパンフ，今手元で持ってる，その範囲でしかちょっとできないんですけども，まず耐震改修工事のほうは，建物自身が地震が起きても倒れにくくなるように，基礎や壁の補強とか●カカセ●の取りかえなどを行うというふうなことのようです。

安心・安全なリフォームのほうは，簡易な耐震化とあわせて行うリフォームの費用について補助すると。内容的には，家具の固定であったりとか，今言いました評点を向上させるとか，耐震ベッドとか，耐震シェルターの設置とか，あと一部部屋の補強等というふうな説明になっております。ちょっと私も，これ今見てるだけなんですけど，それが概要ということです。

○8番（井出美智子君） もう少しいいですか。

ここで，条件の中に簡易な耐震化工事とあわせて行う●ニエイ●のリフォームの補助っていうことは，耐震化に関係ないリフォームも評点が最低限この耐震ができていれば，それ以外のリフォームにも補助しますっていうことですか。

○副町長（小林 功君） 例示としてあるのが，簡易な耐震化に加えて，省エネルギー化とか，バリアフリー化とか，あとコンクリートブロック塀の撤去とか，そういうなのを書いていますので，それでもって対象になるんだと思いますけど。

○町長（中田丑五郎君） パンフレットに出てる，部分的な補修をしてやね，命だけは守りたいっていうのがリフォーム事業や。本格的な耐震改修工事をしたっていうなら，耐震改修支援事業という，こういう●●。

○議長（大西一司君） わかりにくいなあ。

○町長（中田丑五郎君） ここのやつの●●細かい分なんか●●。

○5番（国清一治君） あさって防災対策特別委員会するので，その他のところでしてもうたらな。

○議長（大西一司君） そうしようか。

○5番（国清一治君） 議会だよりに掲載したら，それはいいと思う。あさってま

でにちょっと資料防災対策特別委員会等で●●。

○議長（大西一司君） まあまあ予定。理事者のほうからそういう提案があったんで、防災の件は、そのときに。

ほんで、井出さん、いいですか、この件は。

○8番（井出美智子君） うん。一生懸命聞いているのは、高く評価して、町民の間に詳しく説明したいと、みんなが利用できるっていう中身を詳しく提供する必要があると思うので聞かせていただいているんです。よろしくお願いします。

○議長（大西一司君） ほんなら、担当課、そのように。きちっと資料をまたこしらえてください。

ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、ないようですので、一般会計はこれで置きます。小休します。

午後4時03分 休憩

午後4時16分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。

何かこの件について質問のある方はお願いします。

6番森本さん。

○6番（森本 守君） 11ページの年割ちゅうところを見たら、合計で6億1,626万4,000円になった、これが全ての計画の金額ですか。

○建設課長（柳澤裕之君） そうですね。

○6番（森本 守君） ああ、そうですか。

○議長（大西一司君） ほかに。

5番国清議員。

○5番（国清一治君） 小さいことやけんど、8ページの委託料の中で、毎日検査されとう積算単価、ちょっと教えてもらえますか。2人がするんかな、シルバーへ頼んだ分。

○建設課長（柳澤裕之君） 毎日検査は、シルバー人材センターへ予算計上としたしましては7,300円掛ける365です、7,300円掛ける365日。

○5番（国清一治君） 2人で交代でっちゅうことや、1人かな。2人が交代しよんかな。

○建設課長（柳澤裕之君） まわんよんは2人と思うとんやけどね。

○5番（国清一治君） それともう一点、その上の需用費の中の修繕費やけんど、これ各簡易水道で断水した場合は、その業者は、簡水任せでしとんか、町が指定しとんか、どっちなんですか。

○建設課長（柳澤裕之君） 何番ですか。

○5番（国清一治君） いや、修繕費やけん、何番っていうんでなしに。

○建設課長（柳澤裕之君） 8ページの。

○5番（国清一治君） うん。需用費の中に修繕費450万円組んどうと思うんやけんど、各簡水で断水とかの緊急を要する場合に、各簡水任せにしとんか、あらかじめ町が指定した業者で行ってもらうんか。これは、どんなんかいな。

○建設課長（柳澤裕之君） 450万円のやつ。

○5番（国清一治君） お金のことはええんよ、その業者をどうしとんかってこと。

○建設課長（柳澤裕之君） 業者については、水道組合で一番動いてくれやすい方をしていただきようです。土に埋まっとうもんですから、位置的なものが十分把握されてない業者が来ますと、やはり困りますので。

○5番（国清一治君） 各簡水へ頼んで、支払いは町がしてくれるってことやね。

○建設課長（柳澤裕之君） そういうことね、はい。そういうシステムです。

○5番（国清一治君） 佐那河内やったら、まず職員が見に行って、夜中でも呼び出されて大変じゃっていうん聞いとんやけんど、勝浦の場合は職員が出向いてくれることはまずないわね。

○建設課長（柳澤裕之君） 今のところね。

○5番（国清一治君） はい、わかりました。

○議長（大西一司君） ほかに。

1番美馬議員。

○1番（美馬友子君） ここの予算の中でちょっとわからんことなんですけど、13組合があるんですが、消費税がアップするんで、水道料金が上がる組合とか、全体的にそういうことは決まっているんですか。

○建設課長（柳澤裕之君） 水道料金に消費税がどういうふうに反映さすのかということで、水道組合13組合の組合長さんなりに集まっていただいて、一応会を開きまして相談しました。今回についての消費税アップについては計上せんと、そのままの料金でいこうかということで決めております。

○議長（大西一司君） 7ページの、課長、受託事業収入1,000万円っていうのは、どんな内容なんですか、これ川北とか。

○建設課長（柳澤裕之君） 7ページの収入については、1,095万円ですね。これについては、川北の●簡●水道管で本管については役所のほうでするんですけども、本管から個人のメーターまでの間については、その地区の負担と、受益者の負担ということで、それで徴収します。

○議長（大西一司君） ああほう、そういう。

○建設課長（柳澤裕之君） 個人負担ですね。

○議長（大西一司君） 負担金か。

○建設課長（柳澤裕之君） だから、簡単に言いますとね、町道なり赤線に埋まっている分については町がするんですけども、それから分岐して個人のメーターへつなぐまでの間については、個人負担になります。個人の民……。

○議長（大西一司君） 事業収入やてなっとうけんな。はいはい、わかりました。
ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ほな、よろしいね。

それでは、簡水の特別会計、これで質問を終了させていただきます。

それでは、きょうは時間的にこれ以上はちょっと無理と思うんで、きょうはこれで終わりたいと思います。またあした9時半からやりたいと思いますので、よろしゅうお願いします。

お疲れでございました。

午後4時24分 散会